

令和5年土佐清水市議会定例会9月第2回会議会議録

第9日（令和5年9月19日 火曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 報告第6号「専決処分した事件の報告について（令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について）」の報告1件及び議案第41号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第56号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案16件、計17件を一括議題  
（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 11人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 11人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 新谷英生君 | 2番  | 形岡弘士君 |
| 3番  | 弘田条君  | 4番  | 武政健三君 |
| 5番  | 山崎誠一君 | 6番  | 吉村政朗君 |
| 7番  | 作田喜秋君 | 8番  | 岡本詠君  |
| 10番 | 前田晃君  | 11番 | 浅尾公厚君 |
| 12番 | 永野裕夫君 |     |       |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

|        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君  | 局長補佐 | 坂本 久恵 君 |
| 議事係長   | 山本 卓己 君 | 主事捕  | 文野 達也 君 |

主 幹 弘田 孝欣 君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                         |         |                                    |         |
|-------------------------|---------|------------------------------------|---------|
| 市長職務代理者<br>副市長          | 磯脇 堂三 君 | 会計管理者兼<br>会計課長                     | 井上 美樹 君 |
| 税務課長兼<br>固定資産評価員        | 谷崎 清 君  | 企画財政課長                             | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長  | 東 直能 君  | 危機管理課長                             | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                   | 宮地 直道 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長               | 中村 浩司 君 |
| 健 康 推 進 課 長             | 竹池 亮 君  | 福 祉 事 務 所 長                        | 岡田 哲治 君 |
| 市 民 課 長                 | 岡田 旭生 君 | まちづくり対策課長                          | 中尾 吉宏 君 |
| 観 光 商 工 課 長             | 酒井 満 君  | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 和泉 政彦 君 |
| 水 道 課 長                 | 山本 実 君  | じ ん け ん 課 長                        | 窪内 研介 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 畑山 正王 君 | 教 育 長                              | 岡崎 哲也 君 |
| こども未来課長                 | 中津 恵子 君 | 生 涯 学 習 課 長                        | 西原 貴樹 君 |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 田村 五鈴 君 |                                    |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和5年土佐清水市議会定例会9月第2回会議、第9日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、報告第6号「専決処分した事件の報告について（令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について）」の報告1件及び議案第41号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第56号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案16件、計17件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は3回までといたします。

8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 皆さん、おはようございます。質疑をさせていただきます、会派市民のこえの岡本詠です。

歳出、6款1項4目12節の海ギャラテラス指定管理業務について質疑をいたします。

指定管理者から市に提出されている資料を開示請求したところ、指定管理者であるNPO竜串観光振興会が作成した令和5年度通常総会の資料の中の、令和4年度の収支報告書と金額内容が一致しましたので、こちらをもとに質問をいたします。

まず一つ目が、1回目の質疑の中の一つ目、指定管理委託料の当初の予算額の算定根拠は何ですか。

次に、当初の予算では人件費の中にアルバイトという項目があり、そのうち一つは、1,028円掛ける3時間掛ける315日で97万1,460円を見込んでいましたが、決算では2名分で13万3,640円しか払われていません。本来は余ったら市に返還するが、返還することなく、当初予算では計上していない管理費という項目が決算では現れて、余った部分がその支出に全て回っています。この管理費は全てAさんに支払われていますが、管理費とは具体的にどういった内容のものか。これが二つ目です。

次に、なぜ管理費を当初予算で組んでいないのか。

次に、管理費の決算額85万9,408円の根拠は何か。1円単位の金額ですが、収入の合計から実際に支出したものの合計を差し引いて、余った金額を全部管理費としているとしか思えません。また、収入の部の中で事務費806円とあり、備考欄に海ギャラよりとあります。これ海のギャラリーからということです。海ギャラよりとありますが、管理費を決算で計上したことによる、歳入歳出額イコールの微調整を行っているのではないか。これが四つ目。

次に、この管理費を支出するに当たって、どういった書類を基に根拠にして支出したのか。

次に、13万3,640円は海のギャラリーの職員のお昼休みの時間の勤務に対する人件費で間違いないですか。

次に、開示請求した資料によると、指定管理者からは、海ギャラテラス維持管理日誌といって、勤務した日付と活動時間、給与額を記載したものを提出されています。業務内容としては、施設周辺の清掃、施設消灯チェック、その他となっています。この日誌を見ると、令和4年4月23日から令和5年3月31日までの間のうち、9月1日、12月1日、1月1日の計3日間は休んでいますが、その他の日は毎日出勤していることになっています。つまり令和4年度のほぼ1年間休むことなく出勤していた形になっています。しかし、近隣住民や関係者からは、そのような勤務の実態はないという話を伺っていますが、そのことを観光商工課は把握していなかったのかどうか。

次に、NPO竜串観光振興会と観光商工課の担当者で、この管理日誌を偽造するようなやり

取りはなかったか。

以上の8項目、まず1回、回答お願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） おはようございます。

では、質問の順に答弁させていただきます。

まず1点目、指定管理料の予算額の算定根拠ということですが、これは、海ギャラテラス指定管理業務に必要な経費としまして、人件費、光熱水費、消耗品費を合算をしまして支出額の合計額169万5,400円から、入居をする店舗の使用料収入20万6,400円を差し引いたものになります。

2点目が、管理費とは具体的にどういった内容なのかということですが、管理費というのは、指定管理者の決算書における科目でございまして、確認をしますと、施設周辺の清掃業務、施設消灯チェック、施設周辺の見回り等の人件費ということでございます。

3点目が、管理費を当初予算に組んでいないのはなぜか。先ほど申しましたけれども、管理費は指定管理者の予算上の支出科目ということで、なぜ当初予算に組んでいないのかはちょっと分かりかねます。

次、4点目が二つございました。一つが、決算額85万9,408円の根拠ということですが、この根拠は、施設周辺の清掃業務、施設消灯チェック、施設周辺の見回り等の人件費として、令和4年4月分から令和5年3月分までの支払賃金の合計となるもので、計算としましては、時間単価1,028円に延べの労務時間、836時間に乗じた金額というふうになります。

もう1点目が、イコールとなるような微調整を行ったのではないかとということですが、冒頭に、開示請求した資料と指定管理者作成の報告書と金額の内容が一致したということではございましたが、事務費806円や海ギャラよりという記載は、あくまでも指定管理者の決算書の中に記載されていますので、そのために事務費806円が微調整のために収入としたかということではちょっと分かりかねます。

5点目が、管理費支出に当たって、どういった書類を基に根拠にして出したのかということですが、これは、令和4年度海ギャラテラス実績報告書に基づきまして、添付をされております収支の予算、収支表、出納帳、給与支払証明書、維持管理日誌、こちらを基に内容確認をしまして、支出をいたしました。

6点目の、13万3,640円は海のギャラリーの人件費ではないかということですが、こちらは海ギャラテラスの人件費というふうに認識をしております。実績報告書を基に2名分と

いうふうに、実績報告書から認識をしました。

次は7点目ですけれども、近隣住民や関係者から勤務の実態はないのではというふうな話を聞いていないかということなんですけれども、そういったことは把握しておりません。

最後、8点目です。管理日報を偽造するようなやり取りはなかったかということですが、そのようなやり取りはございません。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 8番、岡本 詠君。2回目でございます。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） ちょっと確認します、2回目に行く前に。いいですか。

（8番 岡本 詠君発言席）

○議長（作田喜秋君） はい、どうぞ。

○8番（岡本 詠君） まず一つ目の答弁として、人件費、光熱費の合計から店舗収入を引いた残額がこの算定根拠となっているということだったと思うんですけど、二つ目に、清掃業務とか消灯とかそういうことだったと思うんですね。答弁あるでしょう、そこ。答弁書あるでしょ。三つ目の答弁が、管理費を当初予算で組んでいないのは、あくまでNPOの指定管理者側のことなので、それは分からないということで、次に四つ目の、微調整を行っているのではないか、決算歳入歳出額イコールの微調整を行っているのではないかという質疑に対しては、それは同じように、NPOの指定管理者側のやっтерることなので分からないということですね。五つ目が、この管理料を支出するに当たってどういった書類を基に根拠にして支出したのかということ、指定管理者側から提出された実績報告書だと思うんですけど、それを基に見て支出したということだったと思います。六つ目の13万3,640円は、海のギャラリーの職員のお昼休みの時間の勤務に対する人件費で間違いはないかということに対しては、海のギャラリーではなくて海ギャラテラスと認識しているということでした。七つ目は、提出された管理日誌ではほとんど1年間休むことなく、3日分をのけてほぼ1年間出勤してる形になっているけど、近隣の人からは、そのような実態はないですよと話を聞いてないかということで聞くと、それ聞いてないということでしたね。次に八つ目、この管理日誌を偽造するようなやり取りはなかったかと。ありませんということですね。

じゃあ、2回目行きます。

それでは私の手元にこういう資料がありまして、NPOの指定管理者の竜串観光振興会のAさんとします、Aさんが海のギャラリーの事務員に令和5年4月27日にLINEで送信した内容、それから観光商工課の担当職員がNPOのAさんに送信したLINEをAさんがコピー・ペーストして、海のギャラリーの事務員に令和5年5月15日午前10時43分に送信し

たLINEの内容、あと同日5月15日に観光商工課の担当職員から海のギャラリーの事務員に送信されたメールに関する資料がありますので、これを読み上げた上で、次の質疑をします。

まず、4月27日午前9時33分にAさんが海のギャラリーの事務員に送信したものです。「おはようございます。テラスの決算、市に出したん。出す前に一度見たかったです。お金余らしたんですね。」これに対して、事務員からAさんへの10分後に返したLINEのコメントとして、「おはようございます。すみません、できたものから出してと言われたので出しました。テラスのお金はもう1人分の人件費が余るので、それは市に返さないといけないというので、余っています。」

つまり4月27日の時点では、令和4年度分の事業の人件費が余っていて、市に返さないといけない状況であった。そして、一旦は余ったという内容で市に決算の書類を提出したのだと思われます。

しかし次に、観光商工課の担当職員がAさんに送信したLINEをAさんがコピー・ペーストして、海のギャラリーの事務員に令和5年5月15日午前10時43分に送信したLINEの内容を読み上げますと、「今の残額99万6,872円から、センサー代13万8,270円を引くと、85万8,602円が残ります。Aさんの人件費として85万9,408円分の日誌を作ってみました。不足する差額806円をNPO会計から繰入れすることはできますか。」というLINEを観光商工課の担当者からAさんに送っているようです。

つまり、5月15日時点、出納閉鎖前に令和4年度事業で使えていないお金が85万8,602円あって、それをAさんに支払うためにわざわざそれに近い金額となるように観光商工課の担当職員が、実際には勤務実態のないAさんの業務日誌を偽造した。人件費なので、時給、勤務時間、勤務日数で積算したら、円単位でぴったり同額にはできないので、つじつまを合わせるために差額の806円については、つまりNPO会計から海ギャラテラスの会計へ繰り入れる形にできますかと、観光商工課の担当者がAさんに聞いています。そういった内容のLINEです。

課長、後でまた見せるから。

最後に、同じく5月15日に観光商工課の担当者が、海のギャラリーの事務員に送信したメールです。ここから。「お世話になっております。維持管理の日誌について、別紙のとおり送付いたします。よろしくお願いたします。」

本来、日誌はNPOから市へ提出するものですが、このメールではその逆の流れ、市からNPOに送信をしています。

では、2回目の質疑に入ります。

課長は、知らないと言答をされましたが、まず一つ目、こういった処理を観光商工課が行

っているのではないですか。これがまず一つ。

それから、先ほどの六つ目の質疑で、13万3,640円は海のギャラリーの職員のお昼休みの時間の勤務に対する人件費で間違いないかについて、海のギャラリーのお昼休みのときの勤務に対する、でもこれ知らんって言ったからね、聞いてもいかんかも分らん。でも、一応言っておきます。勤務に対する人件費なら、この経費は海ギャラテラスの会計ではなくて、海のギャラリーの会計に計上しないといけないと思います。まあ、知らんということやからね、これは聞きませんが。一応私の調べたところでは、海ギャラテラスではなく海のギャラリーの職員の方のお昼休みを補うために人を雇って、その人件費だったと聞いていますので。あとNPOの収支報告書の中にもそういうような記載がありましたのでね。二つ目はいいですわ、これに答弁は。

次に、指定管理料を余らせた場合、NPOと市の契約書では市に返還するようになっているかどうか。これ一応確認したいです。

次に、それから昨年度末に人事異動の発表があって、酒井課長が令和5年度から観光商工課長に配属されることとなり、年度末の3月中の話だそうです。竜串観光振興会の理事の1人の方に挨拶に行った際、その理事の方は、当時の酒井さんかな、今の酒井課長に、海ギャラテラスが1日も開いていないと、課長になったらちゃんと対応をしてもらいたいということをお話をされているようですが、そういう話があったということですが間違いないかどうか。

次に、勤務日誌ではAさんが1年間休んだのは数日だけで、ほぼ毎日勤務した形になっているが、Aさんは令和4年度には、途中、数か月も入院されており、勤務できる状況ではなかった期間もあります。このことは観光商工課は把握していたのではないのでしょうか。

以上の4点について回答をお願いいたします。2回目。

○議長（作田喜秋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） 2回目ということで答弁します。

すみません、いろいろ長かったので途中でまたお聞きするかもしれませんが、まずざっくり言って、そのLINEのやり取りとか、予算が余っているとかそういった処理を市が何か行っているのではないかというふうな最初質問だったと思うんですけども、LINEについては承知はしていませんけれども、メールのやり取りは確かにしておりました。ちょっと認識をしているのが、まず予算残ですよ、4月になって予算が余っていたというのは、NPOの職員から、まず最初に収支報告書という書類が一式そろうまでに出てきましたので、そこで余ったのは認識をしております。そして、そもそもこの業務の委託に当たって、最初に1回目で答弁しましたけれども、もともとどういう予算をつけていたのかということなんですけれ

ども、施設周辺の清掃業務、施設消灯チェック、施設周辺の見回り等の人件費を予算で計上をしておりました。余っていたのがその金額分でございます。従来から、実際そういう業務をしていただいていた方からは、ほぼ毎日消灯に行ったり、草刈りも、回数は覚えていないんですけどもかなりの頻度でも実施をしていると。また、休館日ということも気にもかけていないといけない。また、何かあれば対応したということを日々聞いておりましたので、そもそもそういった経費に対して予算をつけているんです。これは対象経費になりますよということを判断をいたしました。その後、そういった経費を含んだものを再度つけていただいて、検査をして支出をしたというふうな流れになります。これが1点目です。

二つ目が、契約書では余らせた分は市に返還をすべきというふうな内容になっているかということなんですけど、この契約書の、すみません、具体的にどういった文言で書いているかはちょっと今承知してないんですけども、通常、業務の委託ですよね、指定管理者じゃなくても、業務委託についてはやっぱり実際実施した経費を執行しますので、余っていれば、返還というよりもその分を差し引いた金額が最終支出額になります。ただ、指定管理者制度というのは、これは民間の事業者に施設を管理させるという意味があって、それは民間の事業者が自分たちのスキルであったり努力によって運営をしてくださいねということなんです。指定管理料という予算に対して、努力によって余らした場合については返還をする義務がないというふうには私は認識をしております。

3点目が、私自身が4月から観光商工課長ですけども、3月のときにその理事にお会いをして、その理事と会話をして、海ギャラテラスが全く開いていないので私に対応するというふうな返事をしたということなんですけれども、ちょっとその理事というのが正直分からないということもあります。海ギャラテラスが開いてないというのは、海ギャラテラスというのは何をもって開くかということ、あそこのそもそも指定管理者に対してどの業務を委託をしているかということ、飲食店であったり物販ということも含めて、そこで販売を促進させるということも含めてなんで、お店の方がまるっきり開いてなかったら開館をしていないということにはなりますけれども、そんな実態はなかったと思います。ただ、事務所があるんですけども、確かに私自身が竜串のほうに去年までは勤務でしたんで、時々行くと確かに事務所は開いていないという実態は認識をしています。

最後、ほぼ毎日という勤務実態の中で、ほぼ毎日ということだったんですけども、ちなみに毎週木曜日が施設の定休日となっております、日誌にも、木曜日は勤務をしていないというふうな形にはなっておりますけれども、入院をしていたということでそれを把握をしていたのか、はい、当時は把握をしておりました。

以上です。



○議長（作田喜秋君） 8番、岡本 詠君。3回目です。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） ちょっと待って、確認させてくださいね。

ごめん、最後の答弁もう一回お願いします。最後の質問の答弁、四つ目の。

○議長（作田喜秋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） 入院をしていたということは承知をしておりました。

○議長（作田喜秋君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） ちょっと確認しますよ。

2回目は通告してないんで、なかなか頭真っ白になっている中でよく答えてくれたなと思うんですけど、今私が聞いた感じだと、まず最後、今聞いたAさんが入院していたことは把握していたと、知っていたということ。事務所が開いていない、お店はやっていたとは思いますが事務所は開いていないということは認識をしていたという答弁でした。

もう一つは、指定管理料は、NPOの決算で余らせていて、その報告を受けたことは認識しているというふうな答弁だったと思います。

質疑、3回目。

まず、指定管理業務の決算に当たって、流れとしては3月いっぱい、年度内まで業務をしていただいて、4月以降で実際ここにあるように指定管理者側から実績報告書を提出してもらって、これは私が先日観光商工課に開示請求をして全て手に入れたものですね。その実績報告書を提出していただいて、その実績報告書に適正かどうかを判断して、担当者、課長、あと副市長までいくんですかね。行かない。課長だけ。じゃあ課長が認めていると、これは適正ですよと。ということで、実際お金が指定管理者のほうに指定管理料として正式に渡った形になっていますよね。これが流れだと思うんですけど、今の課長の答弁だと、余らせたことを認識していたということなんです。認識していながら、実は出勤していた管理日誌を添付させて、このとおり出勤していたとなっている実績報告書を認めているというのはちょっとおかしいですよ。事務所は開いていないことを知っていたんですよ。知っているにもかかわらず、開いていないのにほぼ1年間毎日出勤したという形の日誌を受け取って、ああ、やっているんですねということで認めているということなんです。だから、そこちょっとおかしいと思いますよ。

もう一回確認しますが、本当に観光商工課としてこういった処理していないんですか。具体的に言うと、管理日誌を観光商工課の担当職員が作成して、海ギャラテラスの事務員にメールで添付して送っているんですよ、実際に。だから、勤務実態の事実がない状況、指定管理

者に対して、Aさんに余ったお金を支払わせる、渡すために毎日働いたという状況の勤務日誌を偽造して渡していると、そういうことは本当になかったのかどうか。

3回目。

○議長（作田喜秋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） 今の質問の中でも何点かちょっとあったとは思いますが、まず業務が完了してからの検査、合格までの流れは、おおむねそういうことだと思います。最終的に実績報告書が出てきて、検査をして合格を出すというのは私、課長ということになりますので。

事務所が開いていないのに本当に働いた実態、近隣からも聞いていないのか、僕自身も開いていないということは、もちろん毎日じゃないですけども、一定把握をしていたというふうな事実もありながら、その後に日誌ではほぼ毎日働いたということと、それ自体が市が作成を、メールでもそういうふうになっているんですよね、だから結局、Aさんに渡すために偽造ではないかということなんですけれども、確かに事務所を開けるといって、これ決してへ理屈じゃなくて、先ほども申しましたけれども、どういったことの対象に対するお金として払っているかという、清掃業務、消灯のチェック、見回りなどなどということでございますので、その実態が事務所が開いていないときはあったんでしょうけれども、その実態というのは、実施した方の証言というものが日々ございましたので、本来そういったことのためにお金をつけているということで、最初に収支予算で上がってきたときにはなかったんですけども、それは対象経費になりますということを指導しまして、ただ、実態というそのAさんの証言に基づきまして、日誌を市が作成をして送信したのは事実でございますので、偽造とかというのは正直全く何もないところ、Aさんという方に金額をどうこうするかそういうことは全くございません。市としても、指定管理業務ということをしつかりやってもらう上でのそういった予算をつけておりますので、そのことに対して私が対象になるというふうに判断をして、その後に日誌を作って送付をしたということになります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 3回終わりました。

岡本 詠君、もう質問は駄目ですよ。

岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 質疑は3回で終わったので、もう質疑はこれ以上はしません。

大体分かりました。実は、昨日Aさんと会ったんですよ、私。この件に関して話を聞きまし

た。Aさんは、自分のやったことは今から思うと安易だったと反省している。真実を言うと市役所の人を陥れることになるので悔しい。悪いことやけど便宜を図ってくれたので恩義はある。今回の件は、私から、何とかならないかと観光商工課の担当者に電話でお願いをした。担当者は、僕の判断では無理なので、課長に相談しますということでした。って言ったんですね。後日、課長からオーケーが出ましたと連絡があった。実績報告に係る一連の書類は全て市役所が作りしました。自分は、罪の償いは受けると。社会的な制裁も受ける。自分がしたことなので仕方がないと言われていました。

この件に関しては、以上がAさんのお話です。この件に関しては、一般質問で通告入れてますので、再度質問をしたいと思います。それまでに、今日私が質疑したこと、LINEやメールのことも含めて事実確認をしっかりとやってください。

副市長、質疑が終わった後に、今言ったこの資料ちょっと見せますんでちょっと確認してもらって、あさっての一般質問でもこの件については副市長にも質問しますので、それまでにこの資料の内容のやり取りが実際にあったのかどうか観光商工課とAさんに聞いていただいて、調査をして、事実確認をしっかりとしておいてください。

本来、市に返さないといけないお金、公金を返さなくてもよくなるように市の職員が文書を偽造して処理していたとすれば、これはもう大変な事件です。弁護士に相談をすると、観光商工課の担当者がこういったことをやっていたとすれば、詐欺の幫助、または背任という罪になるようです。勤務実態がないことを把握していて、観光商工課が組織的にやっていたとしたら、担当者だけではなくて課長も詐欺の幫助の罪に問われるようです。

また、一般質問でその結果を聞きますので、ちょっと時間ないとは思いますが、ちゃんと確認しておいてください。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

午前10時42分 休 憩

午前10時52分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 6番、吉村でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を早速入らせていただきたいと思います。

まずは、市長のおられない一般質問というのは、なかなか議員としてしづらいところもありますけれど、ひとつよろしく、執行部のほうには頑張って答弁をお願いしたいと思います。

それでは最初に、有機農業について、担当課長にお伺いしたいと思います。

現在、農業を取り巻く状況は、大変厳しい状況が続いております。課長も御存じのように異常気象や紛争による肥料や燃料の高騰により農家の経営が大変圧迫されてきて、大半の農家が赤字経営となってきております。今の日本の食料自給率は38%ですが、肥料等の外国への依存度や輸入減を考慮すると、約22%程度だと言われております。このことは、食の安全保障の観点からも大変心もとない数字だと思っております。

そのような世界的な要因もあり、国は化学肥料や農薬を使用せず、環境への負荷も低減した有機農業への転換に大きくかじを切り始めました。このことは、さきの3月議会でも取り上げましたが、農林水産省は令和3年にみどりの食料システム戦略を策定し、新しい食料生産の方針を打ち出してまいりました。この戦略の大きな柱となっておりますのが、有機農業への転換であります。改めまして、課長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

農業を取り巻く情勢は、地球温暖化やロシアのウクライナ侵攻などの影響により大変厳しい状況にあると認識しております。

特に肥料原料の窒素・リン酸・カリの三大要素の国際価格が大幅に上昇しており、農林水産省の統計によりますと、今年4月の肥料価格は、3年前の令和2年の平均価格から約1.5倍に高騰してしまっていて、農業経営が一層厳しい状況にあると感じているところです。

このようなことから、国は、海外原料に依存している化学肥料の低減や国内肥料等の活用を進め、化学肥料の使用量の低減に取り組む農家を支援する制度を創設して、農業経営への影響の緩和を行っており、本市も、これに追加補助するよう現在取り組んでいるところです。

このように、環境に配慮する機運が高まる中、本市は、令和4年12月にSDGsの推進の一環としてゼロカーボンシティとさしみずを宣言しまして、2050年、令和32年における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しているところです。

このように、これからの農業は、環境の負荷を低減した農業、また、食の安全を重視する農業が求められてくると思っております。

本市における有機農業の推進には、様々な課題があると思っておりますが、国内の流れに取り残さ

れないよう取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 課長答弁によりますと、国の支援制度に市として上乗せする本市の追加補助をするよう現在取り組んでいるとの答弁がありましたが、その内容をお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

本市の追加補助は、農林水産省所管の肥料価格高騰対策事業の採択を受けた者に対して補助するものです。

事業内容としましては、化学肥料低減の取組、例えば土壌診断による肥料の設計、有機質肥料の利用などを行うことが要件になっており、前年度から増加した肥料費の7割を国が交付するもので、本市は、国の事業採択を受けた者に対して、1割を別に補助するものです。農家負担の軽減を図るために、前年度から増加した肥料費の7割を国、1割を県、1割を市が負担する内容になっています。

また、事業申請も、肥料の販売業者であるJAなどが申請することになっており、農家の事務手続も容易になっております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） つまり国の事業を採択を受けた者に対して、本市として1割別に補助するという答弁だったと思います。大変ありがたい答弁をいただきました。

令和5年4月に、農水省の農業環境対策課が地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村を支援するモデル地区の創出を図る事業施策として、課長も御案内のように、オーガニックビレッジという考え方に国は今取り組んでおります。本市として、どのようにこのオーガニックビレッジ、考えを持っておられるのかを課長にお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費までを一貫して、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことを言い、農林水産

省では、オーガニックビレッジを2025年、令和7年までに100市町村、2030年、令和12年までに200市町村の創出を目標に、全国各地で産地づくりを推進していきまして、先月、8月末までに90地区91市町村、国の支援を受けてオーガニックビレッジに取り組み、このうち50を超える市町村がオーガニックビレッジ宣言を行っています。近くでは、徳島県小松島市が宣言していました。

オーガニックビレッジに対する本市の現在の状況では、いまだ有機農業への理解が少なく、専業としての有機農業者は市内に一、二軒と、直ちにオーガニックビレッジ宣言を考えるまでの機運が高まる状況にないと言わざるを得ません。まずは、国の農業政策である有機農業の取組について理解の拡大を図り、機会があれば、オーガニックビレッジも検討したいと考えております。

今後、有機農業・オーガニックは、国内の持続可能な農業の実現に向けて、ステータスになってくると思っております。国内の流れに取り残されないよう、県や隣接する市町村、また、JAなどの関係機関の協力も求めながら推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 課長が言われたように、このオーガニックビレッジ構想はもとより、有機農業の推進には、生産者や消費者などを含めた理解者の拡大が必要であることは間違いありません。そのためには、継続した啓発活動と中長期的な目標立案が必要不可欠だと考えております。

国は、有機農業の推進目標として、2050年までに日本の全農地、全ての農地の25%を有機農業に切り替える方針を定めました。本市の対応をお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

国はSDGs、環境を重視する動きが加速していく中、令和3年5月にみどりの食料システム戦略を策定して、有機農業の取組面積を100万ヘクタール、これは議員の御案内のとおり、全耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大するなどの目標を掲げ、取組を始めております。

本県においても、有機農業の推進に関する法律に基づいた国の方針を受けて、平成20年5月に高知県有機農業推進基本計画を策定しております。具体的には、有機農業の取組面積を2017年、平成29年の151ヘクタールから2030年、令和12年に408ヘクタール

にすることなどを目標にして、有機農業を推進することとしております。

本市における有機農業は、専業としての有機農業者は市内に一、二軒と少なく、取組が活発に行われているとは言えない状況でございますが、国の農業政策の一環でございますので、社会情勢や動向を注視し、課題を整理しながら前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 全農地の25%を有機農業に変えるというのは、かなり大変な作業になってくるとは思いますが、国はそれを目標にして2050年までに達成するということでもありますので、本市のほうもぜひ積極的に今から取り組んでいただきたいと思いますが、今課長も答弁されたように、県も有機農業推進基本計画を策定して、これからますます有機農業への転換の動きが加速されていくことは間違いありません。本市としても、課長言われたように、様々な問題がありますから取り組めませんということではなく、国策として進めていかなければならない事業であると認識しておりますし、課長も同じ考えであろうと推察をしております。ぜひ全力を挙げて推進をしていただくようお願いをしておきたいと思っております。

それでは、最後にお聞きいたします。

現在、本市の休耕田並びに耕作放棄地の土地はどれくらいあるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

農林業センサス、これは農林業施策の基礎資料とするため農林水産省が5年ごとに調査して、統計を作成し、ホームページなどで提供しているもので、議員の御質問の項目が記載されているデータとしましては少し古いですが、2015年、平成27年度版が直近のものになりますので、これを基に答弁させていただきます。

市内の農家経営体が所有している田・畑・樹園地を含めた農地の総面積は、約332ヘクタール、そのうち耕作放棄地は約5ヘクタール、約2%になっており、また、休耕田につきましては、田の総面積約264ヘクタールのうち、約3ヘクタールの約1%が耕作を休止していることになっております。

今回の御質問の意図としましては、有機農業に取り組める農地が市内にどれくらいあるのかということではないかと思っております。現在、本市では、令和5年4月に農業経営基盤強化

促進法の一部改正により、地域計画、この計画は地域農業を維持するため、誰がどこの農地でどのような作物をどのように栽培するかなど、これからの地域の農業の姿を地域のみんなで話し合いつくり上げていく計画で、具体的に地図上に描き見える化するものです。この計画を令和6年度末までに作成する必要があると、取り組んでいるところでして、令和7年4月には、どこの地域でどれだけの農地を守るのか、また、休遊農地がどこにあるのかなどが確認できるようになります。

この計画が策定されれば、有機農業や新たに農業に参入する方に有益な情報になろうかと思えます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 大変分かりやすい答弁ありがとうございます。課長も御案内のように、有機農業を推進するには一定程度の広さやエリアの区分が必要となってまいります。新たに有機農業を始めたい人にとって、どのような土地がどれぐらい本市にあるのかの情報は必須であります。課長答弁によりますと、地域計画が令和6年度中に策定されるということですので、大変農業を新しくやりたい人の参考になると思いますので、期待しておきたいと思えます。

私、先日、四万十市の有機農業をやられている方の視察に行っていました。その方は、有機農家の福留さんという方で、清水でちょっと有機農業をやっている方を連れて勉強をさせていただきに行っていました。福留さんは、休耕田や耕作放棄地を大体20ヘクタールの田んぼをつくりまして、例のジャンボタニシを使って完全無農薬でお米を作っていました。福留さんに、大変な作業が要ったそうではありますが、どうしてこれをやられましたかとお聞きすると、安心・安全な米を四万十市の子供たちに食べさせたいとの思いで頑張ってきたというお話をいただきましたし、福留さんのところに勉強に来られる方はほとんどは移住希望の方であるということですので、これは移住政策の一環になるのではないかと私も期待をそこにもしております。

福留さん大変熱心な方で、どうぞ清水のほうから視察に来てくださいというお声がけもいただいておりますので、ぜひ農林水産課もお時間があれば見に行っていたいただきたいと思います。土がすごいきれい、軟らかい土でタニシがずーっとあって、もう雑草が1本も生えてないんですよ。以前教育長の答弁にもありましたけど、無農薬の農業は大変難しいと言われますけど、今随分進んでおりますので、ぜひお時間をつくっていただいて見学していただければと思っております。



この質問はこれにて終わらせていただきます。課長、ありがとうございました。

続きまして、こども未来課長に質問をいたします。これも今の有機農業の延長になりますけれども、このことを6月会議におきまして、学校給食へのオーガニック導入を提案させていただきましたが、学校や保育所、幼稚園が導入した場合、オーガニック給食を、それが国や県から何らかの補助制度があるのではないかと考えますが、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

有機農産物を導入した場合の補助金は、現在のところありません。

しかしながら、学校給食等における有機農産物導入に向けた取組を支援する補助制度としては、農林水産省の有機農業推進総合対策緊急事業があります。JAや有機農作物取扱業者、生産者、登録納入業者や市などで構成する協議会を立ち上げ、その協議会による公的機関の給食等への有機農産物の試験的な導入を行う取組に対して補助するものとなっており、補助対象経費につきましては先進地域への視察や計画の策定、メニュー開発や有機農産物の購入経費の掛かり増し分などが対象となり、交付対象経費の上限は400万円となっております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 私は、補助制度があるというのは聞いておりました。そのときの僕の感覚では、今ある給食代でそこをオーガニック、有機農業に特化したものを使うと大体1食で20円から30円上がるらしいんです。そこに対しての補助がダイレクトにあるかというふうに思っておりましたが、そうではなくて、そういう協議会をつくってというような御答弁だったと理解をしております。

オーガニック給食のことも6月会議で教育長のほうに質問をいたしました。そのときの答弁では、導入についての検討をもう始める時期じゃないかなというような御答弁だったように思っております。そのときは、学校給食への導入ということで質問をさせていただきましたが、まずは保育所と幼稚園から始めてはいかがかと考えます。教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

導入するに当たっては、毎日の給食ですので一定数の量が必要となります。保育園の給食は基本的に地産地消をもとに地元の事業者から食材を発注しております。例えば、お米を無農薬に変更した場合、各園合わせて毎月120キロから130キロのお米を消費しておりますので、確保の面で若干課題があるかと思えます。価格に関しても通常よりも価格が上がるのが想定されますので、補助金を活用するにしても、関連機関と組織をつくるということが条件になっておりますので、他機関と協議しながら検討を進めるということにならうかと思えます。

6月会議以降、吉村議員の提案を踏まえて、本市の学校給食の有機野菜の導入について検討、聞き取りをしてみました。本市の給食センターに無農薬野菜を導入するということを考えたとき、野菜を納入している登録業者は現在4業者です。その4業者ともに四万十市の青果市場から仕入れをしているようです。その1業者に、青果市場に有機野菜はあるのか、それを納入することはできるのかという問合せをしたところ、有機野菜は一部の農家が市場に卸してはいるが種類も限定的で量も少ないので、給食の食材としては全く種類も量も足りない。また、国が有機農業に力を入れていることをJAが農家に通達をして以降、今までよりも農薬の量を減らして作っている、そういう農家も増えているようだという回答がありました。

給食は、安心・安全で毎日決められた時間内に提供しなければいけませんので、食材の必要量が確実に確保できない現状では、有機野菜について取り入れることは難しいというふうにも考えているところです。

また、保育園については、それぞれが地域のお店から食材を購入していますので、地域の店舗との協議を十分しながら導入しなければいけないというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 今、教育長もるる答弁されましたけれども、有機農業イコール完全無農薬という考え方ではないんです。JASが認定している31種類ぐらいですかね、農薬は栽培しても構わないというような流れにはなっておりますので、そのあたりはもっと幅広く捉えていただいて結構だと思います。

先ほど来言われている地産地消ということですよ。それと子供の健康、安心・安全、その優先順位だと私は感じております。もちろん地産地消大事であります。それより上に子供たちに安全・安全なものを口に入れてもらうというところに持ってくるべきではないかというふうに思っております。

教育長も課長も御案内のように、子供はゼロ歳から五、六歳までのときに一番細胞がつくられるわけでありまして。そのときに地産地消を優先するのか、無農薬に近いものを食べらせてあ

げるのか、僕はその問題だというふうに思っておりますので、ぜひもう一度検討をしていただきたいと思います。

それと国は、先ほど農林水産課の質問のときにも言いましたが、国策として有機農業の推進に大きくかじを切ったわけであります。その中で、学校給食も取り上げておまして、有機農業の推進の大きな柱として学校給食を捉えております。そのあたり、教育長の見解をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

国が有機農業の拡大に力を入れていることは理解しています。農薬を使った野菜の使用に対する人体の影響が心配される声がありますが、最初の質問のときに答弁しましたが、有機農業推進総合対策緊急事業の補助制度について、農林水産省農産局農業環境対策課の職員の方に問合せをした際に、国が有機農業拡大に力を入れるようになった理由は何なのかということも合わせて聞きました。現在、市場に出回っている農薬を使用している野菜が人体に影響があるのかということも質問したところ、有機農業を推進する理由としては、SDGsや環境への負荷を軽減するためで、市場で出回っている野菜に使用されている農薬量は国の定めた基準に沿っているもので、人体への影響はないというふうに発表されていますというような回答がありました。

私自身の思い込みもあり、有機農産物の推進というのは食の安全につながるということふうに思っておりましたのですが、先ほど述べたように、農薬の量は国が定めた基準に沿ったものなので人体への影響はないということのようです。

私も、地元の農業経営者の方に、導入してみないかという話をしたところなんです。結論から言いますと、難しいのではないかと。先ほど課長のほうも、理解が進んでいないということでしたので、難しいのではないかという答えでした。というのは、価格を上げて同程度の収益になるかどうか分からないというような回答もあり、今も農薬を規定されているよりも少なく使用しているので、そういうお米を作っているので安全性は確保できているんじゃないかなというふうに考えているというようなことでした、地元の農業経営者ですけど。

私が毎日食べているお米は、ふぁー夢宗呂川の栽培したお米です。今は新米ですので、大変おいしい御飯になります。実際に無農薬米とどのくらいおいしさに差があるのかというのを私自身も確認をしたかったので、福井県産のコウノトリを呼び戻す農法米というブランド米があるんですけど、JA越前たけふの特別栽培米というものです。それを購入して食べてみました。まだ新米は収穫されていないので昨年度、令和4年度産のお米ですが、これは大変おいしい。

お米の味がしっかりして、冷めてもおいしい、そんなすばらしいお米でした。こんなお米が毎日食べられるということを考えると、子供たちにとって安心・安全でよい成長につなげることができるんじゃないかなというふうにも考えたところです。

あとは、SDGsの関係で持続可能なものになる、そういうふうなことも大切であるというふうにも考えているところです。

現在でも十分安全性が確保できているということも地元の経営者からも聞いていますので、国策も注視しながら、関係の機関と連携しながら進めていくことが大切ではないかなというふうにも考えています。意識が、理解が進んで、農林水産課と一緒に体制を整えて、その上で学校へのオーガニック給食も導入していく、そういうふうなことを考えているところです。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 教育長の答弁も一理あるなと思いつつ聞いておりました。ただ、やっている自治体もいっぱいあるわけでありまして。清水はできない理由というのは、恐らくやっぱりマインドというか、行政のほうもそういうマインドではないし、農家のほうも、やっぱりこういうことはある一定世代交代が必要な事案でもあるわけです。昔、教育長のお父さんが無農薬やられた頃は大変やったと、そのイメージがある世代は、今随分違いますよと言ってもなかなか進まない。一定世代交代も必要な場合も出てきます。

先ほど教育長が言われたおいしいと、人は情報で食べると言います。その情報によって自分が健康になる。そういうものであるそうでもありますから、そういう意味でも、今市長が不在なところで、やるやらんというようなことはなかなか言えないと思いますが、検討は必ずしてください。これは繰り返し僕はまた一般質問のほうで取り上げさせていただきます。

オーガニック給食の導入については、先ほども言いましたが6月議会でも取り上げさせていただきました。その後、またすぐ9月会議でこの質問をしたというのは、実は7月22日に高知県オーガニック議員連盟というのが発足して、総会が高知のほうでありました。僕も立ち上げのメンバーとしておりましたので、その場で、そのときスローフードの著書で有名な島村菜津さんという方をお招きしていただきまして、世界の事例に見る学校給食の近未来という基調講演をいただきまして、学校給食の重要性を再認識いたしましたので、再び取り上げさせていただいております。

ちょっとこの議連の目的は、少し読ませていただきます。SDGsの達成と市民の健康及び子供たちの健やかな成長を願い、化学物質などを用いない安全な農産物と食品を安心して食べることができる環境の実現を目指して、緩やかなネットワークで政策提言をすること、これを

目的としております。この議連、大体県下、五十何人ぐらいの参加数になっておりますが、思想信条は別にして、それこそ自民党系から共産党系のあらゆるジャンルの議連であります。このことは高知新聞のほうにも取り上げていただいておりますので、読んでいただいた方も多くおられると思います。このことは、そもそもが四万十市で実際自分が無農薬の農業をやりながら議員活動しておられる鳥谷議員という方がおられますが、その方と何年か前から少し勉強をさせていただいております、こういうふうな議連が立ち上がるようになりました。

余談ではございますが、7月22日、その基調講演の休憩時間にトイレに行きましたら、前の方が、土佐清水宗田節みみたいなポロシャツを着た大きな男の人がおりましたら、誰かと思ったら新谷議員でございました。新谷議員、同じ会派ですけど、その辺連携が取れてなかったと言われるとそれまでなんですが、僕は声もかけてなかったんですけれども、情報を仕入れて、ぜひ勉強したいということで、新谷議員、PTAの役員をされているという視点から、オーガニック給食の導入に取り組んでいきたいとのことで参加していただいたようです。新谷くんのこれからの活躍にも期待をしております。

しつこいようですが、また質問をさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

それではオーガニックは以上にいたしまして、本市の介護問題について、健康推進課長にお聞きいたします。

これもさきの6月会議において、社会福祉法人あしずり会が運営しているグループホーム桜の園の状況について質問をさせていただきましたが、その後の動向を教えてくださいたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） グループホーム桜の園のその後の動向についてお答えいたします。

さきの6月会議では、現在の利用者が次の受入先に円滑に移行できるよう事業者指導を行っているとの答弁をいたしました。8月11日をもって最後のお一人の受入先が決まり、退所となった旨報告を受けております。

それに伴いまして、今月末日付で事業所の廃止を予定しているとのことであります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 事業者のほうから廃止届が提出されたということですので、あとは肅々と手続を進めていただければと思います。

あとは、あしずり会は社会福祉法人でございますので、その運営をどうするのか。そして、市との土地の貸借契約に関する問題をどのようにするのかは、総務課と当然連携を取りながら進んでいく事案になっていると思いますので、そのところもよろしく願いをしておきたいと思います。

これ、いずれにいたしましても今回のグループホームの廃止によりまして、本市のグループホームは今まで6ユニット、1ユニットが9名ですから54人の方がグループホームを利用しておられたわけです。そのうち一つが廃止になりましたので、9名の方が、基本的にはグループホームからグループホームへ移動するのがいいわけではありますが、当然グループホームが一つ減ったわけですから、違う施設なり在宅なりというふうになって、最後の1人の方がやっと移動先が決まったということになりました。

しかし、残念ながら本市は1ユニット減りましたので、45人、5ユニットということになっております。課長も御存じのように、グループホームは大変入所希望が多くて、待機者もある程度おられるわけでありますので、早期に元の6ユニット、あるいは、現在策定している第9期介護保険事業計画の調査をしているその結果次第では、もう一つ、7ユニット増やしてもいいんじゃないかと、そのあたりも検討されてはどうかと思いますが、課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） 桜の園の廃止に伴う定員減に対する所管課の対応についてお答えいたします。

さきの6月会議の答弁で触れましたが、事業所の閉鎖に伴い、直ちに供給量の計画値を削減することは考えておらず、吉村議員御指摘のとおり、市内のグループホームでは一定数待機者もいることから、それらを考慮した上で、空き施設となります桜の園の今後の利用策と合わせて適切にサービス量を見込んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 6月も言わせていただきましたが、桜の園が大変きれいなまだ状況で残っておられると思いますので、本来はそこで1ユニットどこかの事業体にやっていただくか、あるいはどこかが移動してこられるか分かりませんが、現状のままでは市民のニーズに

対応できてないという残念なそういうふうな結果になっていると思いますので、ここは事業者を公募して、やりたい事業者に声をかけてプレゼンを行って、あと1ユニット確保することは急務であると考えますが、そのあたりの検討を重ねていただきますようよろしくお願いしたいと思います。

それではここで、特別養護老人ホームしおさいの定数について、しおさい園長にお聞きいたします。

現在、介護職不足や高齢者人口の減少などによりまして、しおさいの定数の見直しを検討する必要が出てきたのではないかと、これ6月でしたかね、3月でしたかね、お聞きいたしましたが、その後、園長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

6月会議でもお答えしましたが、本市における高齢者も含めた人口は減少傾向であり、加えて全国的にも問題になっている介護、看護職など専門職の人手不足は、過疎地である本市ではより深刻な問題であると思います。

これらの状況に過年度実績や将来のサービス需要を鑑み、健康推進課と情報共有を図って適正な定数を策定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） それでは、健康推進課長にお聞きいたします。

しおさい定数の変更については、当然、第9期介護保険事業計画の中でも検討する事案であると思いますが、所管課としてどのように考えておられるのか。また、しおさいとの連携は取れているのかをお聞きいたしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） しおさいの定員の見直しに係る対応についてお答えいたします。

吉村議員御指摘のとおり、介護保険事業計画の計画期間となります3か年の介護サービス量を見込むこととなっておりますので、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設サービスにおいては、定員が算定の基礎となりますので、しおさいの定員の変更はサービス量を見込む上で重要な数値の一つとなります。このことから、計画の策定作業を進める中でしおさいの

経営方針を確認するとともに、情報共有等を図りながら、適切に施設サービス量を見込んでまいります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 今課長答弁にもありましたように、しおさいの定数、今本入所が100でショートステイが20、これを、例えば本入所を80にしてショートステイを20にするのか、本入所を90にしてショートステイを10にするのか、それによってほかの介護保険事業計画の数字が変わってくるのは十分考えられます。担当課として今それを調査していると思うんですけども、その数字ができてからしおさいの定数を考えるのか、しおさいの定数をまず決めておいてから、それに合わせた介護保険事業計画を立てていくのか。考え方が幾つかあるとは思いますが、いずれにしてもしおさいの定数は早期に方向性を決めなければならない、そうしないと次期、第9期計画にも影響が出てくるというふうに思っておりますので、そのあたりは園長にも課長にもお願いをしておきたいと思っております。

それと、介護保険施設から介護保険施設への移動の変更についてお聞きしたいと思います。

課長御案内のとおり、介護保険制度での介護施設と、施設というくくりは、特別養護老人ホーム、それから俗に言う老健、それから介護療養型医療施設、それと介護医療院ですか、今この四つであります。そのうちの介護療養型医療施設は廃止が決まっておりますので、実質は三つだと思っております。その中で、例えば介護医療院や老健から、同じ介護保険の施設の中でそこに入っている方が、特別養護老人ホームへの移動や変更が制度上制約があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） お答えします。

介護保険施設には、介護老人福祉施設であります特別養護老人ホームしおさい、特別養護老人ホームあんきな家清水ヶ丘、介護老人保健施設でありますサンケアしみず、介護療養型医療施設であります松谷病院、介護医療院であります足摺病院が市内には設置されております。それぞれの施設から施設への入院・入所は制度上禁止はされておられません。例えば、病状が安定期にあります長期療養患者であって、施設サービス計画に基づきまして、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行うことを目的としました介護療養型医療施設に入院している要介護者が、医学的に入院の必要性がなくなった場合、退院することとなりますが、独居のため自宅での生活が困難な場合等は、特別養護老人ホームへ入所する



ケースもありますので、制度上禁止はされておられません。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） そういうことですね。例えば、老健というのが中間施設という感じがありますので、老健に入っていて特養に行かれる方も当然ありますし、介護医療院の中で医療的措置がもう必要ないという方で、行き場のない方は特養に行くとか、施設内でも移動はできるという答弁であったと思いますが、ほんならそういうことを言うと、ケアハウス、グループホームとか、介護保険制度の中の施設というくくりではないところですね。グループホームとか、この前のあしずり会のグループホームが閉鎖になったとき、そこの方が理論上はしおさいに入るといふこともやぶさかではないということによろしいですか。はい。

そういうことでありますので、これから、例えばグループホームの廃業により移動を余儀なくされた方への対応や、老健や介護医療院から特養への移動が、変更が多くなることも予想されますので、そのあたりスムーズな対応をお願いしておきたいと思っております。

それではここで、特別養護老人ホームしおさいへの特例入所についてお聞きいたします。

特例入所の判定は健康推進課が担当していると思っておりますが、その判定基準と年間の入所希望者数をお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） しおさいの特例入所に関してお答えいたします。

特例入所につきましては、平成27年4月1日以降、介護老人福祉施設への入所が、原則要介護3以上の方に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1または2の方の特例的な施設への入所が認められることとなりました。

市におきましても、特例入所に関する指針を策定しまして、市の関与を明らかにするとともに、透明性及び公平性の確保を図るため、施設から提出されます特例入所申込者に係る報告書兼意見照会書に記載された要件等の審査を行い、市長名での回答により、適切な運用を図っているところでございます。

なお、特例入所申込者に係る報告書兼意見照会書の提出件数につきましては、平成30年度が6件、令和元年度が3件、令和2年度が10件、令和3年度が10件、令和4年度が6件、今年度8月末現在、2件となっております。

特例入所の要件につきましては、認知症、知的障害及び精神障害等で日常生活に支障を来す

ような症状等が頻繁にあること、家族等による深刻な虐待が疑われること、単身世帯である同居家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービス等が不十分であることなどに該当するかどうか判断基準となっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） この特例入所、簡単に言いますと、特別養護老人ホームは介護度が3以上じゃないと入所できないと、基本的には。しかし、特別な理由がある場合は介護度1でも2でも、そういう書類を出していただいて、担当課のほうでそれを検討して、この方は特例入所判定が下りましたということになると入れるというふうな制度だと思います。

今、課長に年間の数をお聞きいたしました。かなり多いというふうに思います。これは民間に比べて大変多い数字でびっくりしております。民間は、ほぼほぼ特例入所というのはあまり扱いません。それは、ええか悪いかは別にして、経営上の理由が大きく寄与していると思います。課長も御案内のように、介護度というのは度数によって入ってくる介護費用が全然違ってまいりますので、介護度1、2の方を入れるというのはなかなか民間は経営上厳しい。それと、待機者が100人とかいう感じでおりますので、なかなか特例入所の方が入ってこれないですが、本市の場合は、年間多いときは10人、これ申込みということですけど、実際も入ってるんだろうと思います。それが、先日この質問をするに当たって、高知市の幾つの特養の方とお話したときに大変驚かれておりました。さすがしおさいやと。これが公設の特養の在り方だろうと。民間ではそこまでなかなかできませんと。それはしおさいすごいなというふうに褒めていただきました。

ただ、これも今課長答弁にありましたように、特例入所の要件は幾つかありますが、例えば深刻な虐待が疑われる事案などは当然緊急を要するわけでありますので、措置入所として多分すぐに入れるような手続にはなると思いますが、それ以外の場合は通常の待機者ですよね、例えば介護度2で特例入所が認められた、しかしすぐ入れるものではなくて、例えばしおさいやったら20人ぐらい待機者おると、ほんなら21番目に並ぶというようなのが一般的だというふうに思います。

例えば、じゃあ特例入所で介護度が2です、待ってますと。その間に、介護区分が変更する場合があります。介護度今まで2やったのが3になった場合、その場合は再度入所の申込みをしなくてはならないと。理屈上はそうなるんだろうと思いますが、その根拠をしおさい園長にお示し願いたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

(特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君 自席)

○特別養護老人ホームしおさい園長(畑山正王君) お答えいたします。

高知県のほとんどの事業所が同じであると思いますが、高知県特別養護老人ホーム入退所に係る指針に基づいて運用しております。

以上でございます。

○議長(作田喜秋君) 6番、吉村政朗君。

(6番 吉村政朗君 発言席)

○6番(吉村政朗君) 県の指針に沿ってやっていると、対応してるという答弁でありました。これ実は6月でも言いましたけど、うちのおやじは2年ぐらい前に家で脳梗塞で倒れまして、入院いたしまして、回復して介護度が2になりました。そのとき、園長も記憶にあると思いますが、園長のところに僕が相談に行きまして、うちの父がこういうふうな介護度2やけど、特例入所というような方向性で清水のほうで世話をしたいと相談したときに、非常に園長親身になっていただいて、そういう特例入所がありますよと、考え方としてはというようなことを教えていただきました。そのあと、市内の民間の特養のほうにも同じように相談をいたしまして、特例入所ということで、何とかうちのおやじならぬかというふうに話をしている間に再び倒れまして、先ほど言いましたように介護度3になりました。普通、特例入所で、この人は特別な理由で介護度2でも入所をしていただこうという決定をいただいとったとしても、うちのおやじが介護度3になりましたので、特例入所の候補が外れるわけですよ。介護度3として改めて申請をしてくださいということで、特養に再び通常の申込みをして、何とか高知市内のほうでお世話になったという体験があります。

この体験を先日園長の方に、清水でもそういうことはないですかと言ったら、そういう事例がありましたというようなお話もいただきました。これ一般的に考えると、この方はそういう特別な事案があるので、特別養護老人ホームにもう入っていただきますという決定があって、それを待っている間に介護度2から3に上がったら、この特別な事案はなくなって、もう1回最初からやり直すという、これは何か一般的に考えると不思議だなと皆さん思われるんではないかと思いますが、理論上はそういうふうに、もう1回やり直さなくてはならないというふうになっております。

そのときに、もう1回判定会のようなものを行うわけですが、そのときにできるだけ特例入所の事案を考えていただいて、なるべくスムーズに入っていただくようにできないものか。これ先ほど言いました高知市内の施設、それこそ昨日行ってきて、もう一度この特例入所の話を高知のちょっと二つぐらいの施設で聞いてまいりましたが、またしおさいの話、先ほど言いましたようにしおさいすごいと褒めていただいたんですが、その特例入所で、じゃあ入れ

ない場合が出てくるということに対して一つ疑問があると。しおさいは今空きがあるんですよ、定数100ですけど、多分今すごく空きがある。空きがあるんだったら入れてあげたらどうでしょうかというような話は聞いてまいりました。そういうこともありますので、健康推進課もしおさいとしても、そのあたりはちょっと考えていただきたい。入所者がいっぱいでしたらそうはいきませんが、空きがあるようでしたら、僕は入れてあげたらいいんじゃないかなというふうな気持ちはいたしておりますので、それはお二人にお願いをしておきたいと思えます。

それで、一応もう通告は全部終わりましたが、一つ最後に御報告をさせていただきたいと思えます。

皆さん御案内のとおり、泥谷市長大変無念な形での辞職をされました。市内の方でいろいろお話を聞きますが、その中で、僕は12月議会で清水佐川市構想の提案をさせていただきまして、そのとき企画財政課長も非常に乗る気になっていただきまして、市長のほうもぜひ近いうちに佐川へ行きたいということで、年明け早々に佐川の町長と話をさせていただきまして、早めにパートナーシティのような、両方でお互いまちづくりをしていきたいと思いますという話でいろんな具体策が進んでおりましたが、佐川の町長や教育委員会の次長、それから教育長と話しする中で、何とか泥谷市長が健康になられて病院から出てこられて、それを待ってますということで、一時具体的な話は練っておりました、副市長にも僕相談しながら佐川町と練っておりました、スポーツ交流とかそういうことも具体的に決まりかけておりましたが、こういうことになりました。

それで僕、先週佐川のほうに町長にもお時間いただいて、教育委員会のほうにもお時間いただいて、この佐川と清水のパートナーシティの案件を一時凍結していただいております。凍結ですので中止ではなくて、新しい市長が決まり、そうなったときにすぐに動けるようにしております。これ泥谷市長大変楽しみにしてくれていた事業ですので、何とか形にしたいなと思っております。

最後に、元市長が早く健康になられて、この清水佐川市の話が進んでいく姿を見ていただきたいというふうに思っております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

5番、山崎誠一君。

(5番 山崎誠一君発言席)

○5番(山崎誠一君) 皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

秋めいたふうもありますが、毎日毎日暑い時間がありまして、今からちょっと熱い質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それではまず最初に、小・中学校の体育館へのエアコン設置について、こども未来課長にお伺いをいたします。

先日の報道では、山形県のほうで中学生が、女子中学生だったと思いますが、部活の帰りに倒れていたということで緊急搬送されたんですが、病院のほうで死亡されたということで、大変悲しい出来事、報道がありました。ということで、土佐清水市でもこういうことが起こるのではないかというふうに変心配をしておるわけでございます。

現在、市内の小・中学校の体育館へのエアコンが設置されているか、まず、こども未来課長にお伺いをいたします。よろしくをお願いします。

○議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

(こども未来課長 中津恵子君自席)

○こども未来課長(中津恵子君) お答えいたします。

各小・中学校の体育館におきましては、アリーナ全体への空調設備はありませんが、清水小・中学校へ2台ずつ、その他の小学校へ1台ずつスポットクーラーを整備しております。

以上です。

○議長(作田喜秋君) 5番、山崎誠一君。

(5番 山崎誠一君発言席)

○5番(山崎誠一君) ありがとうございます。暑い日が続くんで、スポットクーラーなどで対応されてるといふふうに思っております。

それから下ノ加江小学校とか、それから幡陽小学校につきましては、小学校の統廃合の計画が打ち出されております。そういうことで、この夏の体育館の授業がなくなるということだと思っております。この夏を最後に、授業が最後になるというわけですが、残る小・中学校では夏場の体育館を利用した授業や部活などはこれからも行われると思います。

先日、清水小学校に行く機会がありまして、体育館の熱中症予防対策温湿度計というやつだそうですが、初めて私も見たんですが、これ温度に対して、いわゆる室温によって注意、警戒、厳重警戒、そして運動が原則中止という温度設置がされているということで、表示もされてお

りました。そして、たまたま体育館と清水小学校は教室がつながっているんで、ちょっとのぞいたんですが、そこはすごくクーラーが効いて涼しいなというふうに思いました。授業中は教室もエアコンが効いておりまして涼しかったんですが、そこでお聞きします。

子供たちが熱中症にならないようにするための授業や部活などをするときの決まりのようなことはないのか、いわゆるガイドラインというふうに聞いておりますが、それがあればその内容を教えていただきたいと思えますし、なければつくる予定などはないか、こども未来課長にお伺いいたします。

○議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

学校独自のものは作成しておりませんが、国及び県が示すガイドラインに沿って活動をしておりまして、各校において、ふだんから熱中症対策として、水分補給やそのための時間確保、校外活動時の帽子着用の指導などを行い、また、塩分摂取のタブレットやOS-1等の飲物の準備をしております。

さらに今年は、議員も言われましたように、山形県で痛ましい事故が発生したことを受け、各学校長へ熱中症警戒アラートの確認等により、暑さ指数3.1以上のときには必ず運動を中止するなどの熱中症等による事故防止の徹底について通知を行ったところです。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

続けていきますが、夏場は外での活動は健康を害し、それから命が危ない状況になるのではないかと想像するんですが、このことは、活動しないと熱中症になるのではないかとというふうに思っております。どうかガイドラインを徹底しながら、これまで同様、授業は無論、部活などを行うよう指導のほどよろしくお願ひいたします。

5月にコロナの感染症が法的な位置づけで、季節性インフルエンザと同じ5類に移行しましたが、そのような状況で最近ではコロナ感染者が増えていると聞いております。

では、学校現場での熱中症などの事例は発生していないか、こども未来課長にお伺いいたします。

○議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

クラブ活動中、若干気分が悪くなり、少し休憩を取らせ様子を見ていたところ、回復したケースや、活動後に顔が赤くなり、エアコンの効いた部屋で休ませ、アイスノン等でわきや首を冷やすなどの対応を行った等の報告は受けておりますが、熱中症として医療機関を受診した事例は発生しておりません。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。熱中症で亡くなるというのは最悪のことだと思っているんですが、そういうことで、似たような事例があったというふうにちょっと受けておりました。できるだけというか、あってはならないことだと思いますので、ぜひぜひよろしくお願ひしたいと思います。

学校の体育館ということとはちょっと違うんですが、先日の市民体育館へエアコンを設置してはという質問が議長のほうからありました。6月定例会の中であった答弁の中では、スポットクーラーがあるのでそれで対応していくというようなことを執行部のほうから答弁されているわけですが、これは執行部の答弁なんですが、広大な空間を冷房する常設のエアコン設置は現実的ではない、今後は簡易的なスポットクーラーを積極的に活用し、効果を検証するとのことでした。が、市民体育館と学校現場の体育館の違いはあると思います。子供を熱中症から守るための小学校の体育館へのエアコンの設置については、文部科学省の補助はどうなっているのか、そこあたりちょっとこども未来課長にお伺ひいたします。

○議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

対象となる補助金は大規模改造事業で補助率は基本3分の1ですが、体育館に空調設備を新設する場合は令和5年度から令和7年度までの3年間、体育館に断熱性があること、ない場合は合わせて断熱性の確保のための工事を実施することを要件として、補助率が2分の1となっております。

県内では11校の体育館への空調整備が完了しているとのことであり、今年度、清水中学校と同規模の体育館の空調整備をしているところでは、空調工事のみが3,700万円、断熱工事を含めると1億円の工事費と聞いております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） 先ほどちょっと触れましたが、スポットクーラーもちょっといいかと思えます。子供は運動をしています、体育館で。それから動いている、それから移動しているわけでございます。そういうことから考えると、いわゆる教室の授業中とはちょっと違っていて、やっぱり開票をすとかそういうあんまり移動とか運動してないとか、そういうことを考えたとき、やっぱり体を冷やすエアコン設備が体育館にあったほうが、これはもういいんじゃないかというふうに思います。

先ほど補助率のことも聞きましたし、それから断熱のことも聞きました。これは財政のことも議論していかなければいけないと思います。それは、今いわゆる執行部のほうが変わろうとしているので、なかなかそこあたりの返事はできないかと思いますが、熱中症の対策として国は、水を飲みなさい、塩分を取りなさい、エアコンを活用なさいと全国民に言っております。大事な貴重な子供を少しでも危険から守る、こういう必要性があるんじゃないかということで、エアコンの設備は必要ではないかと私は思っております。

そういうことで次に聞くことは、体育館へのエアコンの設置計画はないか、そこらあたり子ども未来課長にお伺いいたします。

○議長（作田喜秋君） 子ども未来課長。

（子ども未来課長 中津恵子君自席）

○子ども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

現在、体育館への空調整備の計画はありませんが、エアコン以外の空調設備も現在開発されており、今後も情報収集に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。検討されるということだというふうに思っております。課長の答弁よりもちょっと私のほうが長くなるかも分かりませんが、ちょっと聞いていただきたいと思えます。

毎日毎日30度を超える真夏日が世界的に続いております。それから、小学校の体育館へのエアコン設置はかなりのお金がかかると、1億円ですか、かかるということをお聞きしました。先ほど補助率のことも聞きました。国庫補助率は3分の1から2分の1に引き上げられたということで、これはお聞きしております。それからエアコンの設置に向けて屋根とか床、壁とかそういう断熱のことも含めてこれは補助の対象になるというふうにお聞きしております。

それから、2025年度までこのことは補助率を含めて措置されたということで、同時に緊防債、いわゆる緊急防災・減災事業債も2020年度から2025年度まで延長されたという



ことで、これもまたすごく利用する価値のある、また、エアコン設置に向けて大きな財源になるのではないかというふうに思ってます。細かいことは私には分かりませんが、企画財政課長とかいわゆる課のほうで一生懸命そういうふうに取り組んでいただければありがたいなというふうに思っています。

それから、文部科学省のほうから施設助成についてはこの事業を積極的に活用して、エアコンの設置に向けてやってもらいたいというふうなことも見解として上がった報道も見ました。そういうことで、これからもこれが、エアコン設置については今がチャンスだというふうに思っております。何も無いことを祈りながら新執行部への子供を守る計画をよろしく願いまして、こども未来課長への質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続けて、市民・住民の健康増進について、健康推進課長にお聞きします。

こどもの未来戦略として、児童手当の拡充、所得制限を撤廃、制限なく高卒まで支給するという児童手当を増額するという方針の新聞報道なども最近見かけるようになりました。子供、子育ての応援、支援をしていくという政策だと思っております。

そういったことの流れの中で、本市では、これまで高校卒業まで児童生徒の医療費は無償となっています。このことは早くから泥谷市長が取り組み、実現させてきました。子どもは宝という政策の中で全力で取り組んできたからではないかと考えております。それは、ひとえに市民・住民が健康に生活できるようにする、そして子供、児童が健康で病気にならないために、感染症にならないために様々な取組を行ってきたと思っております。

そこで、市民、児童、子供のための感染症対策やワクチン接種、健康診査などについてお聞きしますが、まずは確認を含めて、乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査料は無料か、健康推進課長にお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） お答えいたします。

乳児健診は2か月に1回、1歳6か月・3歳児健診は合同で2か月に1回実施しており、無料となっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございました。

それでは続けて、小児生活習慣病予防健診の目的、対象者などについて、健康推進課長にお

聞きします。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） お答えいたします。

子供の頃から自分の体の状態を知り、家族で日頃の生活習慣を振り返り、生活改善につなげることを目的とし、平成26年度から小学5年生及び中学1年生の保護者から同意を得ました児童・生徒を対象に、生活習慣病予防及び貧血等の健診を実施し、その結果を受けまして、気になる児童・生徒の保護者や、中学1年生を対象に保健指導を実施しております。

なお、健診の内容といたしましては、生活習慣に係る問診、尿検査、身体計測、血圧測定、血液検査となっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） 分かりました。詳細な説明ありがとうございます。

児童・生徒への保健指導など、よろしく願いしておきます。ありがとうございました。

次に、感染症についてお聞きします。

近年、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていますが、今、今年の5月には感染症の法的な位置づけが5類へ移行し、インフルエンザ並みになったと認識しています。しかし感染力が強く、最近では、定点把握のデータの感染者が急激に増えています。病院へ面会に行くにしてもかなり慎重な対応を言われます。マスク、手の消毒、体温測定を言われたことがあります。書面での提出を求められたこともあります。

そこで、感染症予防対策としてのワクチン接種についてお聞きします。

感染症対策として予防接種を実施していますが、どのような種類があるのか、健康推進課長にお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） お答えいたします。

予防接種法に定められた予防接種には、A類疾病及びB類疾病があります。

A類疾病は、主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点を置いたもので、本人及び保護者に努力義務があり、国からの接種勧奨となり、公費で接種が受けられます。

種類といたしましては、ロタウイルス、B型肝炎、Hib感染症、小児肺炎球菌感染症、ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、結核、はしか、風疹、水痘、日本脳炎、ヒトパピロー

マウウイルス感染症であります。

B類疾病は、主に個人予防に重点を置いたもので、本人及び保護者に努力義務はなく、国による接種勧奨はありませんが、費用の一部は公費による負担があります。

種類としましては、季節性インフルエンザ、高齢者肺炎球菌感染症であります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。これまで、特にインフルエンザの予防接種が毎年度、当初予算でも注目されてきました。ここ3年ほど、コロナ禍でワクチン接種で国民を対象に世界中が躍起になったわけですが、そういった中で、市民単位で考えるとき、幼い子供、児童・幼児が健康に育つことを考えなければなりません。

そこで、感染症対策として、予防接種ワクチンの中でも幼児・児童に行うワクチン接種はどのような種類の接種があるのか、昨年度の状況なども含めて健康推進課長にお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） 乳幼児及び児童等に行う予防接種の種類と、昨年度の接種状況を申し上げます。

ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオのワクチンが一体化された四種混合が101人、ジフテリア・破傷風の二種混合が44人、日本脳炎が196人、はしか・風疹混合が87人、水痘63人、BCG22人、Hib102人、小児用肺炎球菌102人、B型肝炎71人、ロタウイルス42人、ヒトパピローマウイルス43人、季節性インフルエンザ411人となっております。

なお、二種混合、はしか・風疹混合、BCG以外は、決められた間隔を空けて複数回接種することとなっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。いろいろと人数も結構おるようで、これからもぜひぜひ幼児・児童に対してしっかりと健康のためにワクチン接種をしていただけたらなと思います。これまでと同様、よろしくお願ひしたいと思います。

児童生徒の健康管理ということで、学校・家庭の健康管理に役立つために行っていただけるということで安心しました。ありがとうございました。

次に行きます。

いわゆる健康管理を進めていく上で、やはり大事なことは前もって予防するということだと思っております。そういったことで少し聞いていただきたいと思うんですが、ピロリ菌という検査があります。これを、いわゆる我々成人でもピロリ菌検査をやって、それを除去することによって胃がんを予防できるということで、本当に大変いいことじゃないかということで思っています。

そういった中で、中学生にピロリ菌検査はできないものかというふうに先日ちょっと思ったわけで、そのことを今回質問させてもらいました。胃がんの原因の98%はピロリ菌だそうでございます。将来胃がんのリスクを子供から守る、ピロリ菌がなければ胃がんになることはほとんどないというふうにお聞きしております。ピロリ菌があることが分かれば処置も早くなるということで、本当にこれは大変いいことじゃないかと思っていますので、ここで聞きたいのは、中学生にピロリ菌の検査ができないものか、その辺を健康推進課長にお聞きをいたします。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） お答えいたします。

ヘリコバクター感染に関する研究の促進等をその主な事業としております、日本ヘリコバクター学会のガイドラインによりますと、スクリーニング検査が可能となりますのは、検査の精度が成人と同等となる中学生以降とされております。

中学生は、義務教育であるため自治体による施策として学校検診に追加するのが最も容易で、高い検査率が期待できるとしております。

一方で、中学生の除菌治療は、小児に当たり、保険適用の範囲外となっております。

全国的に中学生を対象としましたピロリ菌検査を無料で実施している自治体は、まだ限定的ですが、胃がんなどの原因となりますピロリ菌を早期発見し、早期の除菌治療に結びつけることで、次世代を担う子供たちのピロリ菌による胃の病気のリスクを減らす取組は重要であると認識しております。

他の自治体の動向も見ながら、本市での導入を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） 全国的にもあまりないということだそうでございますが、ひょっとして清水が一番最初にやれば全国で初めてということで、これもまた大きなニュースになるのではないかというふうに思っています。このことは財政のこともあると思いますし、将来の子ど

もは宝政策、いわゆる子供を大事にしていこうという政策の中から、やはり新しい執行部にもじっくり考えていただきたいというふうに思っていますので、あまり深入りはしないようにします。

ピロリ菌の除去については、胃がんのリスクを随分回避できるということでございますので、ぜひこれからも検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、带状疱疹ワクチン接種についてちょっとお聞きしますが、带状疱疹は針で刺したように痛いそうでございます。焼けるように痛みがあると。それから、赤い斑点というんですね、それが上半身にまでできることがよくあるということで、私は医者ではありませんので詳しいことは分かりませんが、医学的説明書を読みますととにかく痛いそうでございます。後々に後遺症も出てくるということはお聞きしております。重症化すると失明をすることもある。それから顔が顔面麻痺になったりすることもあります。難聴を引き起こすこともあるというふうにお聞きしました。そういうことから考えますと、带状疱疹ワクチンの接種が大変有効だというふうに聞いておりますので、そのことを带状疱疹ワクチンの接種費用の助成はできないものか、その辺を健康推進課長にお聞きをいたします。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） お答えいたします。

現在、带状疱疹ワクチンは、自己負担となります任意接種となっており、国が公費負担となる定期接種化について検討を行っているとのことであり、今後の動向を注視しながら検討してまいります。

なお、昨年6月会議におきまして、作田議員から同様の御質問をいただきましたが、それ以降に開催されました国の審議会等では、期待される効果や導入年齢に関して検討を要するとしまして、継続審議となっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。さきの質問で、現作田議長のほうから質問をされたということで、何か質問をするのをはばかれたんですが、私もやっぱり带状疱疹ワクチン接種をして、带状疱疹が一つでも減ればいいなというふうに思ったものですから、その後の経過についてお聞きしました。これからもぜひぜひよろしくお願ひしたいと思います。

私も、先ほどと一緒に言いたいこと言いたいので、課長の答弁より長くなりますが、ちょっと言わせていただきたいのは、带状疱疹は成人の9割が原因ウイルスを持っているというふう

に調べております。80歳までに3人に1人が罹患するということでお聞きしました。確かに国の動向は、財政面の負担も含めて大事なことだというふうに思っていますが、これもやっぱり土佐清水市がやり始めたら、全国版の新聞にも載るかなというふうに思っていますので、期待をしております。

それから、本年6月13日にこども家庭庁の関係で、児童手当の充実が言われています。所得制限を撤廃した上で、対象を高校卒業まで拡充するほか、第三子以降の加算を高校世代まで広げていく、これ月3万円増額するそうなのですが、閣議決定がされたという報道もあります。市民に帯状疱疹の罹患者がどれぐらいいるかは私は分かりませんが、土佐清水市の高齢者人口がこれだけ増えています。子供政策の重要性は認識していますし、大いに進めていかなければなりません。一方で、人生経験の豊富なシニア世代対策も大変重要であります。また、大切なことですので、土佐清水市において健康に生活する市民・住民のために、ぜひ帯状疱疹ワクチンの公的接種費用の助成を要望して、健康推進課長への質問を終わります。ありがとうございました。

次に、Live119映像伝送システムの試験運用等について、消防長に質問をさせていただきます。

日頃、市民・住民の生活を守っていただき、本当に御苦労さまでございます。市民・住民の生命・財産を火災、災害等から保護するとともに、火災や豪雨、地震などの災害時には、被害を軽減し、また、市民が安心して毎日が送れるように福祉の増進に努めていただける組織だと思っております。

そういった業務の中で、火災対応、救急業務などということで、まずは直近3か年の火災事故と救急への出動件数の状況について、消防長にお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

消防長。

（消防長 宮地直道君自席）

○消防長（宮地直道君） お答えします。

直近3か年の火災件数及び救急出動件数ですが、まず火災件数から報告いたします。

令和2年が7件、令和3年では6件、令和4年が4件となっています。

続いて救急出動件数ですが、令和2年では898件、令和3年では839件、令和4年が896件となっています。

過去、10年で見ますと火災は減少傾向ではありますが、一方で、救急においては、人口は減少しているものの救急出動件数は近年850件前後を推移しており、増加傾向にあると思われれます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。火災件数は減少傾向にあるということで、とにかく事故がないということは、本当に事案が減るということでよいことだというふうに思っております。

一方、救急搬送については先ほどの答弁の件数から、3か年平均の年間出動件数が878件という状況がちょっとつかみ取れるわけですが、1日に約2.4回ですか、2日では約5回になるということだと思っております。毎日毎日大変だと思います。前年対比では57件も増えていますし、最近私ごとでございますが、母も幡多けんみん病院へ救急搬送されましたが、管外搬送も増えているとお聞きしました。また、ドクターヘリ、それから防災ヘリによる搬送、交通事故、急病、転院等々、本当に御苦労さまでございます。

そういった状況にある消防ですが、消防力で言うところの署員数や消防団員数が少ない、理想とする人数については深く触れませんが、まだまだ人数が不足しているのではないかと思っております。

そういったことも理解しながら、署員数、消防団員数が不足ぎみの状況にあると想像しますが、地域の防災力の強化、住民生活を守っていただく上で大切な政策ではないかと認識していますので、これからも消防力の強化につきましては、執行部も含めて、全市挙げて取り組んでいただければ本当にありがたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、Live映像119実証実験についてお聞きしますが、Live映像伝送システムの試験運用を行うに当たり、どのような背景があるのか、消防長にお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 消防長。

（消防長 宮地直道君自席）

○消防長（宮地直道君） お答えします。

近年、携帯電話の普及や高速道路の延伸により、観光客の方からの119番通報も増えてきており、受信した際に、現在の場所が分からないという事案がしばしば発生しています。

Live119映像伝送システムでは、通報者の位置情報が画面に出るシステムとなっており、ピンポイントで場所の特定が把握できることから、これまでより早期発見、早期救出が可能になると期待しております。

なお、試験運用期間ですが、既に始まっていますが、9月9日救急の日から令和6年3月31日までの期間となっています。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。L i v e 1 1 9 映像伝送システムは、映像を素早く送る119番通報ということで、広報9月号なんですけど、この一番後ろに載っておりますが、これがL i v e 1 1 9 映像伝送システムの説明というふうに思っております。そういうことだそうでございます。広報に載ったということで、市民の皆様もこれをぜひ見ていただいて、こういうことをやってるよということで知っていただければと思います。利用開始までの流れとして、携帯の操作手順なども載っております。どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

事故現場の特定が早くできれば、早期発見、そして早期の救出が可能になると思ひます。救急業務にとって時間との戦いではないかと想像します。そして、最近の人の移動というか、行動範囲も広範囲になっております。土佐清水市に住んでいても、今どこにいるか分からないということもあるかと思ひます。もし夜間なら、なおさらなことだと思ひます。迷うのではないかといった経験があるかと思ひます。このL i v e 映像119伝送を大いに活用されますようよろしくお願ひします。

そういったことでもう少し、そのことも含めて事例として、こんなことがあった、それからあんなことがあったというような現在の場所が分からないという事案というか、概略で構いません、事例のようなことがなかったか消防長にお聞ひいたします。

○議長（作田喜秋君） 消防長。

（消防長 宮地直道君自席）

○消防長（宮地直道君） お答えします。

過去には、磯辺に出て上がる道が分からなくなった。山中をハイキング中に仲間とはぐれた、写真を撮っていて帰り道が分からなくなり遭難したという事案などがありました。

そのほとんどが本人からの通報によるものでありますが、場所や位置が特定できず、捜索に長時間かかった事案も数件あったことを記憶しています。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。やはり様々な出来事があるようでございます。このシステムを活用することで早期の救助、対処といった救急業務に役立てることになるのではないかと思っております。

それでは次に、L i v e 1 1 9 映像伝送の現場での仕組みなどについてお聞ひしますが、ど



ういった利活用、効果があるのか消防長にお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 消防長。

（消防長 宮地直道君自席）

○消防長（宮地直道君） お答えします。

L i v e 1 1 9 映像伝送システムは、現場の映像を送ってもらうことで、現場の状況などを把握することができることから、旅行客や地理不案内者からの通報においても、災害発生場所、出動場所の早期特定をはじめ、火災や交通事故などの災害状況を、これまで以上に正確かつ詳細に把握することが可能となります。

また、指揮隊や出動隊で映像を共有することで、早期に活動方針の決定を行い指示が出せることから、現場に必要な車両、人員を的確に投入するなど、これまでより迅速、確実な初動体制につなげることができます。また、救急現場での心肺停止の傷病者に対しても、通報者に心肺蘇生法の動画を消防側から送り、その動画を見ながらアドバイスも可能になることから、救命率の向上にも期待ができるものとなっています。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。説明を聞いて、利活用の効果が十分にあると私も感じております。ありがとうございます。

次に行きます。

さっきの質問と重なるかも分かりませんが、どのようなときにL i v e 1 1 9の映像を送ったりするのか、どこまでL i v e映像を流すのか、概略で結構でございます。消防長にお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 消防長。

（消防長 宮地直道君自席）

○消防長（宮地直道君） お答えします。

1 1 9番通報を受けた通信員や消防隊長が詳しく現場状況の把握が必要と判断した場合に、通報者にお申し、同意を得た後、L i v e 1 1 9映像伝送システムの利用となります。通報者から送られてきた映像は、該当する消防本部に送られてきますが、その映像は、このシステムを開発した株式会社ドーンのサーバーにも保存され、24時間で自動削除されることから、外部へ流れることはありません。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

(5番 山崎誠一君発言席)

○5番(山崎誠一君) ありがとうございます。分かりました。今の答弁から、Live 119映像伝送は個人情報、それからプライバシーの保護に関して、関係するような説明もあったように感じました。

そこでお聞きしますが、プライバシーの保護的なことは大丈夫なのか、消防長にお聞きいたします。

○議長(作田喜秋君) 消防長。

(消防長 宮地直道君自席)

○消防長(宮地直道君) お答えします。

通報者は、撮影開始前に傷病者へのプライバシーの配慮、撮影した映像は録画される可能性があること、通信料が通報者の負担となることの同意画面を経て、映像音声及び位置情報の送信を開始することとなっています。

先ほども申したとおり、映像は株式会社ドーンのサーバーに保存され24時間で自動削除されますが、必要であれば消防側から24時間待たずに削除することも可能であります。また、必要な情報を取得した後、通信員からLive 119映像伝送システム終了を通報者に伝え、ブラウザを切断することによって、それ以降、通報者はアクセスできないようになっています。以上です。

○議長(作田喜秋君) 5番、山崎誠一君。

(5番 山崎誠一君発言席)

○5番(山崎誠一君) ありがとうございます。プライバシーの保護も十分されるようなふうに私受け取りもしました。詳細な説明、本当にありがとうございます。このことは、映像を流すということを含めて、やはりプライバシーが保たれることが本当に大切なことではないかというふうに思っております。

実証実験が成功して救急業務にとって有意義なものだと分かれば、導入すべきだというふうに思っております。このことは、将来的に予算措置になるのではないかとこのように思っております。今の段階では、なかなかやるやらんとかいうこともできんかと思えますし、また、これからは新年度に向かつての予算措置も出てくるかと思えます。そういうふうなことも思いながら、また質問を続けさせてもらいたいと思えますが、質問者としては、費用対効果を検討をしながら、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

今年3月頃の新聞報道に、災害時の迅速な情報収集のことがちょっと載っておりました。そういう中で、次の質問は、アマチュア無線局のことについてお聞きしたいと思います。

これは、災害時に非常通信網が結構寸断されてなかなか情報収集ができなかったということ

で、アマチュア無線の基地局の方と自治体とが、いわゆる災害時の非常通信網の協力に関する協定というそういった新聞報道の中でちょっと耳にしたわけですが、自治体とアマチュア無線の連盟とが協定ということで、アマチュア無線を災害時の情報収集に生かすための設備は消防本部にあるのか、その辺をちょっと消防長にお聞きしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（作田喜秋君） 消防長。

（消防長 宮地直道君自席）

○消防長（宮地直道君） お答えします。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、現地の消防へ119番通報が繋がらなかったと聞いており、通信網の寸断により状況把握に支障を来しました。

当時は、携帯電話の普及も進んでおらず、災害時での一般回線電話に代わる通信網を検討した際に、アマチュア無線の必要性を考慮し、消防庁舎に無線設備を設置しており、現在でも使用できる状態となっています。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。質問は全て終わったんですが、災害が発生するか分かりませんし、地震もいつ来るか分かりませんし、また、津波もいつ来るか分かりません。ですが、大雨、河川の氾濫、また、台風などはしょっちゅう来ておりますし起こっております。そういったことを考えるとき、災害時には情報収集が本当に大切なことではないかと思ひます。これからもアマチュア無線の設備を切らさないようにぜひよろしくお願ひしておきます。情報収集は住民の命に関わることでございます。できる限りの準備をしていただいて、災害時の非常無線通信を協力をすると、自治体とアマチュア無線の仲間と協定を結ぶということは話の二の次かも知れませんが、そういう設備があれば少しでも情報収集ができて、市民・住民の命が守れることではないかと思ひます。できるだけ災害に備える、そういったことからぜひアマチュア無線も活用されますようよろしくお願ひして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（作田喜秋君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。

これに御異議の方はございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日は、これをもって延会いたします。

なお、明9月20日午前10時に再開いたします。御苦労さまでございました。

午後 1時48分 延 会